

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの期間についての納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが、納得できない。

昭和 44 年末から 45 年 1 月までの間に、農協職員の A 氏から「(申立人と申立人の夫の両方に) 5 年間ずつ未納期間があり、今のうちなら少ない金額で納付できる。」という話があり、国民年金への加入を勧められた。そこで、農協の預金から引き出して 2 人の 5 年間分の国民年金保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、申立期間を含め国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及び申立人の夫は、自宅に納付組織の集金担当者が来訪し、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付の勧奨を受けた時の状況について明確に記憶している。

さらに、申立人には申立期間以前に厚生年金保険被保険者期間等が無いにもかかわらず、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が昭和 39 年 4 月 1 日とされていること、申立人と同時期に同一町内で国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の中で、本来国民年金手帳記号番号が払い出された時点では時効により納付できない期間について納付済みと記録されている者が散見されることなど、国民年金保険料の収納管理事務に不適切

な取扱いが行われていたことが確認できることから、申立人は、納付組織の集金担当者から国民年金に加入し申立期間に係る過年度保険料を納付するように勧奨を受け、勧奨に従い当該保険料を納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 10 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 5 月 11 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、すべての申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているとの回答があった。脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 42 年 4 月 12 日は出産のため入院しており、脱退手当金の請求手続をした記憶が無いし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金が支給されたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間の最終事業所である A (株)における厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たない 3 か月であるとともに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者番号の前後 22 人の女性の中で、脱退手当金の支給要件を満たす 11 人のうち、社会保険庁が管理するオンライン記録において、申立人以外に脱退手当金の支給記録が確認できる者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の生年月日は昭和 58 年 10 月 25 日付けで訂正されており、すべての申立期間の脱退手当金は訂正前の生年月日で請求されたものと考えられるが、請求に当たって、申立人が自分の生年月日の記載を誤るとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る脱退手当金の事務処理は、すべての申立

期間の最終事業所であるA(株)の所在地を管轄するB社会保険事務所で行われ、当該社会保険事務所の所在地と脱退手当金の支給決定日における申立人の住所が同じB市内であることから、申立人の脱退手当金は支給決定日に当該社会保険事務所の窓口で支給された可能性を否定できず、「申立期間当時、社会保険事務所から通知(郵便)は届いていない。」とする夫の供述を併せて判断すると、支給決定日の2日前ぐらいから出産のため入院し、支給決定日(当地払いの場合、社会保険事務所の窓口で現金が受け渡された日)の翌日に長男を出産している申立人が脱退手当金を受給することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA保険相互会社（現在は、A保険株式会社。）B支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月28日から同年5月1日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和51年4月28日から同年5月1日までの期間の記録が欠落していた。

自分は、昭和47年4月1日付けでA保険相互会社に入社した後、現在に至るまで同社で継続して勤務していることから、申立期間の厚生年金保険記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA保険株式会社から提出された人事記録（勤務証明書）から判断すると、昭和47年4月1日から平成19年9月19日までの期間、申立人が同社に継続して勤務（昭和51年5月1日付けで、A保険相互会社B支社から同社C支社に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA保険相互会社B支社における申立人の被保険者資格喪失日及び同社C支社における被保険者資格取得日の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A保険相互会社では、申立期間当時、独身の転勤者に対して3日間程度の「転勤休暇」を認めており、申立期間当時、独身であった申立人の「申立期間に

において3日間の転勤休暇を取得した記憶がある。」との主張と整合することと、申立人の同社C支社への異動の発令日である昭和51年5月1日がゴールデンウィーク中の土曜日であったことを考え合わせると、申立人が当該休暇を同年4月28日から取得し、同社B支社の事務担当者が誤って同日を申立人の同支社の被保険者資格喪失日として届出を行った可能性を否定できない上、A保険株式会社は、「申立期間当時、同年4月28日を被保険者資格喪失日とする事務処理の誤りがあったと思われる。」旨の供述をしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年10月まで

昭和63年に厚生年金加入事業所を退職した後、だいぶ経って市役所から国民年金に加入するよう言われていたが、国民年金に加入する意識があまりなかったこともあってそのままにしていたら、最後通告のようなことを指示されたので国民年金に加入した。

その時、未納期間の保険料はきちんと払うように言われ、未納保険料を一括で納付してもらいたいとして納付用紙が送られてきたのでさかのぼって払った。保険料額は16万円くらいだったと思うが、よく覚えていない。未納期間について納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月以降に払い出されている上、社会保険庁の記録では、同年12月に元年11月から3年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後、過年度保険料を納付した時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入したころに未納期間の保険料を納付するよう勧奨を受け納付したと主張しているが、申立人は、国民年金保険料の納付勧奨に従って、平成3年12月24日に時効期限内の過年度の国民年金保険料と同年4月から同年12月までの現年度保険料（納付書は別）を併せて納

付したものとみられ、申立人がこのことを申立期間を含めた国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 14 日から 42 年 10 月 9 日まで
申立期間、A株式会社（現在は、B工業株式会社。）において、C作業所のトンネル工事現場で働いていた。
昭和 41 年 3 月の給与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、A株式会社において厚生年金保険に加入していた記録を探してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 10 月 14 日から 42 年 10 月 9 日までの期間、A株式会社のC作業所において勤務していたと主張しているが、申立期間のうち、41年 10 月 1 日から 42 年 5 月 29 日までの期間については、申立てに係る事業所以外の事業所（D工業株式会社）における雇用保険の記録が確認できる上、B工業株式会社から提出された同作業所での工事名、工事期間及び配置職員が確認できる書類によれば、同作業所での工事期間は、40年 7 月 4 日から 41年 3 月 30 日までであることが確認できるところ、申立人は、社会保険庁の管理するオンライン記録上、40年 10 月 14 日まで、E株式会社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

また、申立人から提出された「A株式会社C作業所」の就労手帳の記録から、申立人は、少なくとも昭和 41 年 3 月 1 日から同月 30 日までの期間については、同作業所で勤務していたことが認められるが、申立期間のうち、A株式会社以外の事業所において、雇用保険の被保険者記録が確認できる期間及び就労手帳に記録のある期間を除く期間については、申立人の同社における勤務実態を確認できる同僚の供述を得ることができない。

さらに、申立人は「A株式会社C作業所」の就労手帳の給料支払明細書欄に

「健康保険厚生年金」として 360 円が控除されていることから、同社において、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、当該金額は、申立期間当時の厚生年金保険被保険者が負担すべき同保険料額と乖離^{かいり}しており、F 国民健康保険組合における第二種(土木建築事業に従事する現場の日雇労働者)組合員の保険料月額と一致している上、同明細書において「失業保険料」として控除されている 238 円についても、申立人の賃金日額に基づいて計算される日雇労働被保険者の印紙保険料の合計額と一致していることが確認できる。

加えて、当該就労手帳について、A 株式会社の元職員は、「就労手帳は、現場で日雇労働者として就労していた作業員に対し、就労時間の管理や賃金の計算をするために渡していた手帳であり、正社員ならこのように時間で管理する必要は無い。この手帳を持っているということは、申立人は当社の正社員では無く、厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と供述している。

これらの事実から判断すると、申立人は、申立期間当時、A 株式会社 C 作業所において、同社の正社員ではなく、日雇労働者として勤務していたものと推認できる。

また、B 工業株式会社本社人事部は、「申立人の人事記録(社員台帳)は残っていない。」と回答している上、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 4 月 20 日までの期間に、同保険被保険者資格を取得している 87 人の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳において、申立人は、申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から48年5月22日まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

A(株)には、昭和40年10月から51年2月まで、夫と共に住込みで正社員として働いていた。申立期間当時は、主に倉庫の受付をしており、同社の隣にある同社経営の海産物加工工場や同社の社員食堂を手伝うこともあったので、厚生年金保険の記録が無いことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月から51年2月までの期間、継続してA(株)において勤務していたと主張しているが、申立期間当時の同僚のうち供述が得られた4人は、申立人が同社に勤めていたことは認めているものの、申立人の勤務期間、厚生年金保険への加入状況等に関する供述は得られず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA(株)における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和46年4月1日に同保険被保険者資格を喪失している上、同月21日に健康保険被保険者証を返却しており、48年5月23日には喪失時と同じ厚生年金保険番号で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、健康保険法第55条において、継続療養給付は健康保険被保険者資格喪失が前提である旨が規定されていたところ、申立人のA(株)における健康保険厚生年金保険被保険者原票の「療養給付記録」を見ると、同原票の記載が不鮮明であることから疾病名を確認することはできないもの

の、継続療養給付の記録及び健康保険継続療養証明書が昭和46年5月11日付けで交付されていることが確認できる上、同社において、申立人と共に住込みで勤務していた申立人の夫の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が、同年4月12日から48年6月27日までの期間、申立人の夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、A(株)の現在の取締役は「申立期間当時、社長は年金意識が高かったため、夫婦で働いている社員であっても、将来のためにそれぞれ厚生年金保険に加入しており、どちらかを被扶養者にする事はなかった。もし、被扶養者になっている時期があるなら、本人に何らかの事情があったはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、申立人は、疾病名は不明であるものの、当該疾病により、A(株)において常態的に勤務することが困難であったことから、健康保険厚生年金保険被保険者としての要件を満たすことができず同資格を喪失し、申立人の夫の同保険被扶養者となったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から35年3月1日まで

私は、昭和34年5月1日にA株式会社に入社し、10か月間、テレビ普及のため営業販売の業務に携わり、35年2月28日に同社を退社するまで、B市C町の本社において継続して勤務していたのに、在籍期間中の年金記録が無い。

同時期に同じ業務に携わっていた同僚は、同社での在籍期間の厚生年金保険を受給しているとのことなので、私も受給できるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務した、A株式会社の関連会社であるD株式会社から提供のあった同社の労働者名簿の記載及び申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められるが、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の氏名の記載は無い上、同名簿において健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時、A株式会社の本社に勤務していた同僚は、「私は、入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。当時は事業主が試用期間を設けており、従業員によっても期間等の扱いが違っていただろうに思う。」と供述していること、申立人より少し早い時期に同社に入社し、申立人と同じ営業職であった同僚は、「私は入社後7か月ほど経ってから厚生年金保険に加入しているが、そのことは自分の年金記録においても確認した。」と供述していること、及び申立人とほぼ同時期に同社に入社し、同じく営業職であった同僚

の厚生年金保険被保険者資格取得日も入社時期より8か月ほど後になっていることを併せて考えると、事業主は、申立期間当時、入社から一定期間経過後に従業員の厚生年金保険への加入手続を行っていたものと推認できるが、一方、申立人については、事業主が厚生年金保険の加入手続を行う前に、D株式会社への異動に伴いA株式会社を退社したため、厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

加えて、A株式会社は既に解散している上、事業主も死亡しており、申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。